



(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7 款 6 項 3 目
市民の健康づくり推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

令和元年度 事業評価書 番号	7-6-3 1
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和2年度	84,585	7,413		663			76,509
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和元年度	72,975	6,031		649			66,295
増△減	11,610	1,382	0	14	0	0	10,214

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算 事業費	93,058	86,938	75,257
市債+一般財源	84,305	77,106	68,402
決算 事業費	75,429	71,120	69,826
市債+一般財源	68,795	63,018	60,559

歳出	令和3年度	令和4年度
予算 事業費	84,585	84,585
市債+一般財源	76,509	76,509

方針に関する決裁 種別()
有 ( ) ・ 無

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

健康増進法に基づく市町村計画として策定した第2期健康横浜21を推進します。健康寿命を延伸し、いくつになっても自立した生活を送ることのできる市民を増やすことを目指して、生活習慣病予防等に取り組みます。

1 「健康横浜21」推進事業【拡充】

各関係機関・関係団体等と連携し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防のための普及・啓発事業を進めます。

1-1 第2期計画の推進に伴う事業

- (1) 健康横浜21推進会議及び検討部会の開催
- (2) 第2期計画の最終評価及び第3期計画策定に向けた市民意識調査実施【新規】

1-2 取組テーマに沿った推進事業

- (1) 集団健康教育  
「育ち・学びの世代」「働き・子育て世代」「稔りの世代」の3つのライフステージにおいて、食生活、歯・口腔、喫煙・飲酒、運動、休養の5分野で生活習慣を改善することにより行動目標を達成することを目指して事業を実施します。
- (2) 子育て世代の禁煙支援モデル事業【新規】  
保護者の禁煙の動機付けと家庭内の子どもの受動喫煙防止を目的に、地域子育て支援拠点等の関係機関と連携し、啓発を実施します。
- (3) よこはま健康応援団  
関連事業との連携など様々なアプローチを通じて登録店舗数を拡大し、健康増進に資する食環境の整備を進めます。
- (4) 運動習慣の定着【新規】  
東京2020オリンピック・パラリンピックによる機運の高まりを活用し、毎日の生活の中で体を動かすこと等の啓発等に取り組みます。

1-3 歯科口腔保健の推進

- (1) 歯科口腔保健計画【拡充】  
歯科口腔保健に関するデータを活用し、歯科口腔保健計画を策定します。
- (2) 歯科衛生士の人材育成【拡充】  
歯科口腔保健の推進を担う人材を育成するため、人材育成指針を策定し、研修を行います。
- (3) オーラルフレイル予防推進事業  
新しい概念であるオーラルフレイル予防の普及啓発のため、区において研修を行います。
- (4) その他  
歯科口腔保健推進事業(旧歯周病予防教室)、歯と口の健康週間 等

2 地域人材育成・活動支援

地域における健康づくり活動を推進するため、その担い手となる人材を育成するとともに、活動を支援します。

- (1) 保健活動推進員事業
- (2) 食生活等改善推進員育成支援事業

3 健康づくり事業

区福祉保健センターにおいて、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を目的に、生活習慣病等の知識の普及や情報提供、対象者の状況に応じた個別健康相談や訪問指導等を行います。

また、健康増進計画の指標や評価の資料とする国民・健康栄養調査を実施します。

- (1) 健康相談・訪問指導等  
生活習慣改善相談(福祉保健センターにおいて医師、管理栄養士、保健師等による個別相談)  
訪問指導(保健師、管理栄養士、歯科衛生士による訪問指導)  
全市一斉健康増進相談、健康手帳の交付
- (2) 栄養関係事業  
ア 国民健康・栄養調査  
イ 特定給食施設指導  
ウ 乳幼児食生活健康相談
- (3) その他  
機材整備 等

【実績の推移・今後見込み】

○地域人材育成・活動支援

項目	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度見込	R2年度見込	R3年度見込
ア 食生活等改善推進員 (セミナー、地区活動)	704回	712回	708回	690回	800回	800回	800回
イ 保健活動推進員の活動 (研修、会議含む)	15,763回	17,750回	16,089回	13,652回	15,000回	15,000回	15,000回

○健康づくり事業

項目	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度見込	R2年度見込	R3年度見込
ア 生活習慣改善相談	636回	582回	786回	784回	800回	800回	800回
イ 訪問指導(保健師)	539回	610回	758回	589回	720回	720回	720回
イ 訪問栄養指導	38回	32回	42回	31回	50回	50回	50回
イ 訪問口腔指導	111回	85回	97回	102回	120回	120回	120回
ウ 健康手帳の交付	5,662冊	5,645冊	5,647冊	4,777冊	6,000冊	6,000冊	6,000冊
エ 歯科口腔保健推進事業 (旧歯周病予防教室)	465回	621回	651回	664回	600回	600回	600回
オ 給食施設巡回指導	457件	422件	524件	427件	500件	500件	500件
オ 給食施設数	1,806施設	1,833施設	1,837施設	1,775施設	1,800施設	1,800施設	1,800施設

○集団健康教育事業

項目	H30年度実績	R元年度見込	R2年度見込	R3年度見込
ア 食生活(食習慣の改善)	58回 (16区)	第2期計画に 基づき全区で 実施	第2期計画に 基づき全区で 実施	第2期計画に 基づき全区で 実施
イ 歯・口腔	664回 (18区)【再掲】			
ウ 喫煙・飲酒(禁煙・分煙の推進)	167回 (18区)			
エ 運動(身体活動・運動の定着)	35回 (13区)			
オ 休養	19回 (8区)			
カ がん検診	19回 (10区)			
キ 特定検診	17回 (7区)			

【事業費の内訳】

	令和2年度	令和元年度	差引	説明
1 健康横浜21推進事業	30,354	18,950	11,404	
1-1第2期計画の推進に伴う事業	7,539	1,170	6,369	
(1)健康横浜21推進会議の開催	597	597	0	
(2)健康横浜21推進会議検討部の開催	625	313	312	
(3)よこはま健康アクション関係	15	260	△ 245	
(4)健康に関する市民意識調査	6,302	0	6,302	健康に関する市民意識調査実施のための増
1-2取組テーマに沿った推進事業	8,979	6,334	2,645	
(1)集団健康教育		3,212		
(2)喫煙者への禁煙支援		2,881		禁煙支援モデル事業実施のための増
(3)よこはま健康応援団		241		
(4)運動習慣の定着		0		運動に関するイベント実施のための増
1-3歯科口腔保健の推進	13,836	11,446	2,390	計画策定業務の一部を委託することによる増
2 地域人材育成・活動支援	34,055	34,077	△ 22	
(1)保健活動推進員事業	28,481	28,640	△ 159	委嘱式・表彰式の実施年でないことによる減
(2)食生活等改善推進員育成支援事業	5,574	5,437	137	
3 健康づくり事業	20,176	19,948	228	
(1)健康相談・訪問指導等	5,079	5,056	23	
(2)栄養関係事業	10,922	10,742	180	
(3)その他	4,175	4,150	25	
合計	84,585	72,975	11,610	

【事業スケジュール】

平成25年度 第2期健康横浜21計画スタート  
平成29年度 中間評価  
令和3年度 最終評価

【事業開始年度】

昭和58年度

【根拠法令】

健康増進法、地域保健法、食育基本法、栄養士法、母子保健法、歯科口腔保健法、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例、第2期健康横浜21、よこはま健康応援団事業実施要綱、横浜市訪問指導事業実施要綱、横浜市保健活動推進員規則、集団健康教育事業実施要綱

【根拠とするデータ等】

健康に関する市民意識調査、国民健康・栄養調査、国民生活基礎調査、県民歯科保健実態調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	栗原 明日香 安達 暢子	関 香月

( 健康福祉 局 - )

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 3目 食育推進事業

特記事項	
中期計画-3.8の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号
12	2

令和元年度 事業評価書 番号	7-6-3 2
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和2年度	2,988	0					2,988
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和元年度	4,040						4,040
増△減	△ 1,052	0	0	0	0	0	△ 1,052

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	3,242	2,264	1,940
算 市債+一般財源	3,242	2,264	1,940
決 事業費	1,334	898	1,786
算 市債+一般財源	1,334	898	1,786

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	2,988	2,988
算 市債+一般財源	2,988	2,988

方針に関する決裁 種別()  
有(平成22年9月決裁)・無

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

平成17年に制定された「食育基本法」に基づき、平成28年度から令和2年度まで「第2期食育推進計画」を推進します。計画の周知及び食育推進施策を総合的に実施し、さらに民間団体、民間事業者等との協働を充実させ、食育施策の全体的な啓発に取り組みます。

食育に関連する具体的な事業を、各区及び各食育関連局（経済局、子ども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、教育委員会事務局）において実施するとともに、庁内・庁外の食育推進組織の事務局機能、市民への周知、民間団体・民間事業者等と連携した食育を進めます。

(1) 第2期横浜市食育推進計画の推進

- ・区と連携して、食育の周知・推進を図ります。
- ・新市庁舎アトリウムを使用して、関係局・区と連携して食育を総合的に推進するイベントを実施します。【新規】

(2) 民間団体、民間事業者等との連携及び産学連携

- ・食育に関する具体的な事業を展開する民間団体、民間事業者等と連携して食育を周知・推進していきます。
- ・区の食育活動の推進を支援します。

(3) 横浜市食育フォーラムの開催(年3回)

- ・民間団体、事業者等の外部委員による懇談会。食育推進の取組について、民間と行政との連携を図る場とします。

【実績の推移・今後見込み】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込み)	令和2年度(予定)
第2期食育推進計画	計画推進	計画推進	計画推進	第3期計画の検討
横浜市食育フォーラム	2回	2回	2回	3回

【事業費の内訳】

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和元年度	差引	説明
第2期食育推進計画推進	1,463	2,608	△ 1,145	新市庁舎イベント、朝食キャンペーン等
食育フォーラムの開催	1,053	748	305	食育フォーラムの開催
その他食育推進事業	472	684	△ 212	食育啓発物品等
合計	2,988	4,040	△ 1,052	

【事業スケジュール】

- ・よこはま朝食キャンペーン：10月実施 随時HPで情報更新
- ・横浜市食育フォーラムの開催：9月、3月
- ・新市庁舎での食育イベント：11月

【事業開始年度】

平成21年度(食育推進計画策定事業として)

【根拠法令】

食育基本法、横浜市食育推進計画

【根拠とするデータ等】

食育に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	安達 暢子	関 香月

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名	
7款 6項 3目	スポーツ医科学センター運営事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	7-6-3 3
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料	その他	市債	一般財源
令和2年度	380,384	0	0	245	48,241	0	331,898
補助事業 単独事業		補助率	%		0		
令和元年度	347,031			223			346,808
増△減	33,353	0	0	22	48,241	0	△ 14,910

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	331,393	329,248	337,647
算 市債+一般財源	331,170	329,025	337,424
決 事業費	318,624	327,204	341,248
算 市債+一般財源	318,401	326,980	341,025

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	331,992	331,992
算 市債+一般財源	331,769	331,769

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技力の向上を図ることを目的とし、横浜市スポーツ医科学センターの管理運営を行う。  
スポーツ医科学センターは、市内では唯一のスポーツ医科学の拠点である。超高齢社会に対応した「市民の健康づくりの推進」に寄与する当施設の重要性は今後ますます高まるものと考えられる。  
令和2年度には、令和3年度からの第四期指定管理者を選定するため、指定管理者選定評価委員会を開催する。  
また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う休業に関する補償を行う。

スポーツ医科学センターの事業内容については、以下のとおり。

- (1) スポーツプログラムサービスの提供
- (2) 運動療法に係る検査、診断及び指導
- (3) スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者の養成
- (4) スポーツ医科学に関する研究
- (5) スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供
- (6) センターの施設の提供
- (7) その他の前各号に準ずる事業

【実績の推移・今後見込み】

\*過年度推移と今後の見込み

年度	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	令和元年度見込	令和2年度見込
施設利用人数	364,827人	482,512人	297,836人	313,966人	306,491人	318,310人
利用料金収入	455,294千円	475,965千円	492,617千円	486,453千円	502,503千円	502,454千円
指定管理料	305,973千円	305,901千円	312,482千円	318,661千円	309,381千円	361,233千円
本市負担率	40.2%	39.1%	38.8%	39.6%	38.1%	41.8%

【事業費の内訳】

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	差引	備考
指定管理料	326,991	361,233	34,242	オリパラ開催に伴う損失補償による増
委託費	20,040	19,000	△ 1,040	ESCO機器等更新費の減額による減
委員会関連費	0	151	151	第四期指定管理者選定委員会開催による増
計	347,031	380,384	33,353	

【事業スケジュール】

平成28年度から第三期指定管理開始 (令和2年度まで)

【事業開始年度】

平成10年4月

【根拠法令】

横浜市スポーツ医科学センター条例、横浜市スポーツ医科学センター施行規則

【根拠とするデータ等】

国民生活基礎調査 (28年度)、健康に関する市民意識調査 (28年度)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	菊池 仁	藤原 真以子

(様式②-1) 令和2年度事業計画書(局・統括本部)

「健康福祉局 保健事業 課」

事業名
7款 6項 3目 健康経営企業応援事業 (よこはま健康アクション事業)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	3

令和元年度 事業評価書 番号	7-6-3 4
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和2年度	6,470	3,235					3,235
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和元年度	7,007	3,503					3,504
増△減	△ 537	△ 268	0	0	0	0	△ 269

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予	事業費	8,950	5,081	5,542
算	市債+一般財源	8,950	2,540	2,771
決	事業費	3,112	5,081	4,847
算	市債+一般財源	2,514	1,803	2,519

歳出		令和3年度	令和4年度
予	事業費	6,470	6,470
算	市債+一般財源	6,470	6,470

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

横浜市の就業人口は、167万人(平成27年国勢調査)であり、20歳から59歳の男女の約8割(平成29年就業状況基本調査)は就労していることから、企業が行う健康管理の在り方が本市の健康寿命の延伸の鍵を握っています。また、第2期健康横浜21中間評価を踏まえてよこはま健康アクションstage2(H30年度~)は、働き世代の健康づくりを強化することとし、健康経営をより推進します。

特に、従業員の健康管理や健康づくりに関するノウハウがなかったり、取組が進まない中小企業等については、セミナー開催だけでなく、新たにfacebook等を活用し、具体的な健康づくりの取組を情報提供することで「働く人」の健康づくりを推進します。事業の推進にあたって、企業・団体や、中小企業の従業員を主な加入者とする全国健康保険協会(協会けんぽ)神奈川支部、横浜商工会議所等と協働して事業を実施します。

また、市内で健康づくり活動を展開する企業等(よこはまウェルネスパートナーズ登録企業等)と協働して、健康づくりに取り組む市民を増やし、健康づくりの社会環境づくりを進めます。

本事業は、経済局と協働し実施します。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

1 「健康経営」の概念の普及啓発

企業や事業所等を対象としたセミナーの開催やリーフレットの配布などを行い、健康経営の概念の普及啓発に取り組みます。

(1) 健康経営セミナーの開催

産業保健総合支援センター、全国健康保険協会神奈川支部や、連携協定締結企業等と連携し、企業や事業所等を対象に実施します。

(2) リーフレットの作成・配布

企業や関係団体等に、健康経営の概念等に関するリーフレットを配布します。

2 健康経営の推進

様々なツールを活用し、市内事業所が取り組む健康経営を推進します。

(1) 横浜健康経営認証制度

・健康経営に取り組む企業を、健康づくりの取組レベルに応じて認証  
・認証事業所における健康課題に応じた健康経営の取組を促進するため、保健師や栄養士などの専門家を派遣

(2) よこはま企業健康推進員の養成・支援

セミナー等で得た情報を事業所内で共有し、企業の健康づくりを推進する人(よこはま企業健康推進員)を増やしていきます。

・企業内の健康経営推進のためのツールの提供・配付

・スキルアップセミナーの開催

(3) よこはま企業健康マガジン

・登録者に健康づくり情報をメールマガジンを通じて定期配信する。(月1回)

3 よこはまウェルネスパートナーズ

平成27年度から、経済局と連携し、健康経営の推進とヘルスケアビジネスの発展等を目的とした企業・団体等とのネットワークを構築しています。

令和2年度も継続して「よこはまウェルネスパートナーズ」を運営し、さらに協働する企業・団体等を増やします。

また、よこはまウェルネスパートナーズを通じて、健康づくりに関する情報提供や、健康関連事業を展開する企業PR、健康長寿分野における新産業の創設にもウェルネスパートナーズを活用します。

【実績の推移・今後見込み】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
健康経営の概念普及	経営セミナー	実施回数	14	20	6	5	5	
		参加企業数(社)	2,420	1,155	1,150	863	1,000	1,000
健康経営の推進	健康経営認証制度	認証事業所累計	—	28	82	246	376	416
		新規	—	28	54	164	130	40
	よこはま企業健康推進員	参加企業数累計(社)	196	232	541	606	650	700
	よこはま企業健康マガジン	登録者数累計(人)	—	593	913	1,070	1,100	1,150
	よこはま企業健康推進員セミナー	実施回数	—	—	—	2	2	2
	参加者数累計	—	—	—	67	100	100	

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
よこはまウェルネスパートナーズ(新規参加企業数)	—	69	106	210	50	50

【事業費の内訳】

	令和2年度	令和元年度	差引	説明
健康経営の概念の普及啓発	170	195	△ 25	健康経営セミナーの開催(局)、リーフレット作成
健康経営の推進	6,109	6,621	△ 512	認証制度、認証企業支援、よこはま企業健康推進員等
ウェルネスパートナーズ	191	191	0	企業、団体の連携と協働を推進
合計	6,470	7,007	△ 537	

【事業スケジュール】

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
健康経営の概念の普及啓発		開催調整		周知・開催	
健康経営の推進	認証制度	制度見直し・周知	認証事業所募集・支援	認証審査・認証	支援
	その他	周知・募集			
ウェルネスパートナーズ		周知・募集			

【事業開始年度】

平成26年度

【根拠法令】

健康増進法、労働安全衛生法

健康・医療戦略推進法第4条、「健康・医療戦略」

経済財政運営と改革の基本方針2019

未来投資戦略2018

生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン2018」(次世代ヘルスケア産業協議会(経済産業省))

地域でのヘルスケアビジネス創出に向けた取組方針(次世代ヘルスケア産業協議会(経済産業省))

第2期健康横浜21

【根拠とするデータ等】

横浜市景況・経営動向調査(平成30年12月実施 特別調査 健康経営について)

就業構造基本調査(平成29年【市内勤労者の年齢構成】)

第1期横浜市国民健康保険事業実施計画【年齢階級別国保加入者年間医療費(P.7)】

横浜市将来人口推計(平成29年12月)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	春日 潤子	鈴木 礼子

(健康福祉局)

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 3目 生活保護受給者等の健康支援事業 (よこはま健康アクション事業)

特記事項
中期計画-38の政策 ○
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

令和元年度 事業評価書 番号	7-6-3 5
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	雑収入		市債	一般財源
令和2年度	26,101	19,574		3			6,524
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和元年度	26,140	19,603		3			6,534
増△減	△ 39	△ 29	0	0	0	0	△ 10

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予 事業費	5,077	14,362	28,845
算 市債+一般財源	1,251	3,549	7,191
決 事業費	3,738	8,720	16,126
算 市債+一般財源	358	582	636

歳出	令和3年度	令和4年度
予 事業費	25,240	25,240
算 市債+一般財源	6,306	6,306

方針に関する決裁 種別( )  
有 ( ) ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

平成25年12月の生活保護法一部改正により、「健康の保持及び増進に努めること」が生活保護受給者の責務となったため、平成26年度より健康づくり及び生活保護担当部署が連携して、生活保護受給者の健康支援事業を実施しています。生活習慣改善相談・訪問指導事業の活用により、健診データに基づく保健指導及び疾病の管理状況に応じた治療の理解と行動変容を促すための支援を行い、生活習慣病の予防や早期発見・重症化予防を目指します。

1 健康管理支援

横浜市健康診査の受診を促し、健診結果に基づき保健指導を実施します。平成26年度より全区で実施していますが、平成30年度からは基準年齢(40・45・50・55歳)を撤廃し40~64歳の治療歴のない全ての受給者に対象を広げて積極的受診勧奨者数を増やしています。また、特に受診勧奨の対象者数等の多い区(3区)での健診受診勧奨のために看護職を派遣しています。

令和2年度についても、健診受診勧奨及び保健指導を実施することで生活習慣病の予防対策を進めます。

<事業対象者>

健診受診勧奨対象者：直近1年以内の健診受診歴がなく、生活習慣病の治療をうけておらず、生活状況から受診可能と判断される40~64歳の受給者

2 受療状況改善支援

既に生活習慣病の治療をしており、生活習慣改善が必要な受給者へ保健指導を実施します。26年度からモデル区で実施し、その成果を踏まえ、29年度より全区展開しています。

<事業対象者>

20歳以上概ね64歳以下の受給者のうち、生活習慣病(糖尿病、高血圧、脂質異常症等)による治療を受けており、生活習慣の改善が必要な者

【実績の推移・今後見込み】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
健康管理支援 18区	積極的受診勧奨者数	1,873	1,476	1,270	1,416	2,000 ※1	2,000 ※1
	健診受診者数	293	503	531	580	700(派遣3区:300 +15区:400) ※2	700(派遣3区:300 +15区:400) ※2
	保健指導実数※6	144 (112)	195 (90)	109 (64)	303 (146)	490(派遣3区:240 +15区:250) ※3	490(派遣3区:240 +15区:250) ※3
	保健指導延数	478	447	326	476	700(490名×約1.5 回) ※4	700(490名×約1.5 回) ※4
受療状況 改善支援	療養ケース	39	22	196	167	180 ※5	180 ※5
	頻回・重複	6	3	0			
	実施区数	3	3	18	18	18	18

※30年度から廃止

※1 H30実績に基づき、40~64歳の全受給者の約10%として算出。

※2 積極的受診勧奨者(※1)のうち保健師派遣3区(553人)の50%、15区(1673人)の25%が健診受診。

※3 健診受診者(※2)のうち保健師派遣3区の80%、15区の60%が保健指導に導入。

※4 保健指導1人に対して1~2回程度実施。

※5 30年度実績から1区あたり平均10ケースとして算出。

※6 ( )は本人希望等での保健指導実数。

【 事業費の内訳 】				
	R2年度	R元年度	差 引	説 明
1 健康 管理 支援	①健康支援媒体作成費用		180	生活保護受給者健康管理指導教材作成費用等
	②従事者研修会		45	職員の保健指導技術の向上のため継続的に研修を実施
	③保健師派遣		12,000	健診受診勧奨強化のため派遣看護職を雇用
2 適正 受診 支援	①アルバイト賃金	14,413	13,470	943
	②共済費	129	121	8
	③訪問旅費	324	324	0
合 計		26,101	26,140	△ 39

【 事業スケジュール 】  
 ・受診勧奨者数等の多い区（3区程度）に看護職を派遣

【 事業開始年度 】  
 平成26年度

【 根拠法令 】  
 地域保健法、健康増進法  
 生活保護法（平成26年1月1日施行）

【 根拠とするデータ等 】  
 平成26年度国民健康・栄養調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	栗原 明日香	鹿瀬島 岳彦

( 健康福祉 局 - )

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 3目 よこはま健康スタイル推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	○
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	2
28	6

令和元年度 事業評価書 番号	7-6-3 6
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和2年度	361,513	0		64,271			297,242
補助事業	64,271			64,271			
単独事業	297,242	補助率	%				297,242
令和元年度	328,104			22,209			305,895
増△減	33,409	0	0	42,062	0	0	△ 8,653

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予事業費	307,999	293,402	300,851
算市債+一般財源	296,732	282,135	294,091
決事業費	334,414	322,765	340,161
算市債+一般財源	304,233	302,116	275,970

歳出	令和3年度	令和4年度
予事業費	370,753	370,753
算市債+一般財源	306,482	306,482

方針に関する決裁 種別()  
⑦ (25年11月市長決裁) ・無

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】  
「よこはま健康スタイル」は健康寿命の延伸を目指し、370万市民が日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める健康づくりのムーブメントを起こし、健康ライフスタイルの浸透を図ることを目的としています。  
市民等が健康ライフスタイルを実践するきっかけや継続を後押しするため、健康づくりや社会参加等に取り組むことで、その活動に応じてポイント等がたまり、たまったポイント等を物品の交換等に活用できる仕組みとして、以下の3事業を重層的に実施します。

(1) よこはまウォーキングポイント  
日々の運動習慣づくりをねらいとし、歩数計もしくは歩数計アプリを用いてウォーキングの歩数に応じてポイントがたまる仕組みを、民間事業者と共同で実施します。

(2) よこはま健康スタンプラリー  
子どもから高齢者まで370万市民を対象に、健康意識の醸成と健康づくりの習慣化をねらいとし、健診受診とともに健康づくり事業や様々な活動に参加してスタンプを集めて景品に応募する仕組みです。

(3) よこはまシニアボランティアポイント (介護保険事業費会計で実施)

【実績の推移・今後見込み】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
登録者 総数	中期目標	15万人	25万人	30万人	31.5万人	33万人	34.5万人	36万人	
	進捗状況	162,092人	232,592人	300,306人	322,352人	33万人	34.5万人	36万人	
	内新規登録者数(※)	歩数計	66,169人	70,500人	67,714人	5,607人	5,000人	5,000人	5,000人
		アプリ				16,439人	10,000人	10,000人	10,000人

※27年度～30年度は決算数値(歩数計登録件数・発送ベース、アプリ新規参加登録)、元年度～3年度は新規登録見込数

【事業費の内訳】

	元年度	2年度	差引	説明
①ウォーキングポイント関連費	312,329	347,281	34,952	歩数計システム利用料及びアプリシステム利用料の増
②健康スタンプラリー関連費	15,775	14,232	△ 1,543	リーフレット印刷部数の見直しによる減
合計	328,104	361,513	33,409	

【事業スケジュール】  
 <よこはまウォーキングポイント>  
 4月～ (通年) 参加者の継続支援(各種催事へのブース出展等)  
 新規申込受付、抽選実施等  
 利用者アンケート実施

<よこはま健康スタンプラリー>  
 第9回実施期間：7月～12月(1月に抽選実施)

【事業開始年度】  
平成26年度

【根拠法令】  
よこはまウォーキングポイント共同事業者選定等委員会条例、同運営要綱  
よこはまウォーキングポイント事業実施要綱、同参加要領(歩数計・スマートフォン歩数計アプリ)  
よこはま健康スタンプラリー実施要綱

【根拠とするデータ等】  
平成30年度人口動態

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	黒澤 龍一	村山 伸昭	前田 智裕

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 3目 疾病の重症化予防～啓発から治療までの医療的アプローチ～(よこはま健康アクション事業)

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
15	1

令和元年度 事業評価書 番号	7-6-3 8
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和2年度	8,994	4,490		14		4,490
補助事業		4,490				
単独事業						
令和元年度	8,855			11		8,844
増△減	139	4,490	0	3	0	△ 4,354

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算 事業費	2,212	2,437	9,885
市債+一般財源	2,203	2,428	9,868
決算 事業費	1,526	2,593	6,565
市債+一般財源	1,526	2,593	6,565

歳出	令和3年度	令和4年度
予算 事業費	9,522	9,522
市債+一般財源	4,754	4,754

方針に関する決裁種別()	有 ( ) 無 ( )
--------------	-------------

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

糖尿病の重症化を予防し、人工透析の導入を遅らせることにより、QOLの向上と健康寿命の延伸及び医療費の削減を図ります。

■事業概要

特定健診の結果や個別ニーズ及び地域の傾向等を踏まえ、糖尿病の重症化予防に関するシステムを構築し、合併症発症や透析への移行を予防することで、QOLの向上と健康寿命の延伸及び医療費の削減を図ります。

なお、この事業は7款8項1目にある疾病対策推進事業及び国保事業と合わせて1つの事業として、健康アクションの事業に位置付けられています。

■令和2年度実施内容

【再掲】1 糖尿病性腎症重症化予防事業(保険年金課)

(1) 個別保健指導

【目的】横浜市国民健康保険特定健診の結果、特定保健指導に該当せず、検査値が一定基準を満たす糖尿病治療中の者に保健指導を実施し重症化予防に取り組みます。

【実施方法】該当者同意のもとで主治医と連携し、面談・電話等による保健指導を行い、生活習慣の改善を図ります。

(2) 受診勧奨

【目的】横浜市国民健康保険特定健診の結果、特定保健指導に該当せず、検査値が一定基準を満たす糖尿病未治療者等に受診勧奨を行い、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組みます。

【実施方法】該当者に文書及び電話による受診勧奨、保健指導を行います。

【再掲】2 医療との連携推進(医療局)

(1) 疾病の重症化予防に関する基礎研修の実施

疾病の重症化予防に必要な知識・技術の習得に加え、医療との連携について学ぶことを目的とした研修を行う。

(2) 医療関係団体等との連携推進

糖尿病の重症化予防事業を実施する際に必要な医療関係団体等との連携を図る。

3 糖尿病等の重症化予防事業(保健事業課)

(1) 目的

KDBデータなどを用いて地区診断を実施し、各区の状況に応じて、健診受診勧奨及び効果的な啓発を行うほか、医師会と連携し、主治医の指示のもと、適切な食・生活習慣等の改善等、治療を補完します。医療連携体制の構築を通じて効果的な事業を実施し、糖尿病等の疾病の重症化を予防します。

(2) 実施方法

ア 生活習慣改善個別相談

次の対象者に対し、生活習慣改善相談・訪問指導等既存事業を活用し、治療の理解と生活習慣改善を促します。(区)

(ア) 治療しているにも関わらず疾病の改善状況が思わしくない人

(イ) 生活習慣改善の必要性のある人

イ 集団健康教育

特定健診の受診勧奨や、糖尿病発症リスクの高い者に対して集団健康教育等、啓発を行います。また、国保データを用いて血糖が一定基準の対象者を抽出し、集団で保健指導を実施します。(区)

ウ 糖尿病重症化予防のための医療連携検討会【新規】

医療局、保険年金課と連携し、特に区や他機関を含んだ、重症化予防医療連携体制を構築し、事業企画や評価をするための検討会を行います。(局)

【実績の推移・今後見込み】

糖尿病重症化予防事業	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	累計
実施区	5	18	18	18	18	—
対象者人数 (人)	468	417	460	460	460	2,265

※H29年度より対象者選定基準を変更

糖尿病等の重症化予防・啓発 実施区	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	累計
	3	3	3	18	18	18	—
糖尿病指導実績（人）	個別	31	78	64	314	180	847
	集団			472	466	540	1,552

事業検証会・研修	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	累計
事業検証会（回）	2					6
研修（回）	1	2	2	2	2	9

※検証会は終了

重症化予防医療連携 検討会	R1年度	R2年度
（回）		3

【 事業費の内訳 】

	令和2年度	令和元年度	差額	説明
（参考：保険年金課） 糖尿病性腎症重症化予防事業	36,043	34,559	1,484	個別保健指導プログラム委託費、受診勧奨のための専門職派遣等
（参考：医療局） 疾病の重症化予防事業	3,064	544	2,520	診診及び病診の医療連携を構築するための検討会開催と連携スキームの構築等
（保健事業課） 糖尿病等の重症化予防・啓発、医療連携 検討会	8,994	8,855	139	アルバイト雇用費等（18区）

【 事業スケジュール 】

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
国保	個別保健指導	継続分		新規分開始	
	受診勧奨	終了者フォロー		終了者フォロー	
医療局	疾病の重症化予防基礎研修		研修	研修	
	医療機関団体等との連携推進	医療機関との連携推進			
	糖尿病等の重症化 予防・啓発 医療連携検討会	事業実施			

【 事業開始年度 】

平成26年度

【 根拠法令 】

【 根拠とするデータ等 】

横浜市健康に関する市民意識調査、KDBデータ、衛生研究所に依頼した疾病の重症化予防事業の評価分析結果など

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	室山 孝子	栗原 明日香	佐藤 里恵

（ 健康福祉 局 — ）

(様式②-1) 令和2年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名	
7 款 6 項 3 目	
受動喫煙防止対策事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和2年度	42,660	21,329		17		21,314
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和元年度	31,968	15,984		2		15,982
増△減	10,692	5,345	0	15	0	5,332

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	0	0	0
	市債+一般財源	0	0	0
決算	事業費	0	0	0
	市債+一般財源	0	0	0

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	33,552	33,552
	市債+一般財源	16,760	16,760

方針に関する決裁種別()  
有 ( )  無

【事業の目的・必要性及び令和2年度実施内容】

望まない受動喫煙をなくすことを目的に、改正健康増進法（以下「改正法」）が平成30年7月25日に公布され、平成31年1月24日の一部施行で、受動喫煙防止のための措置を推進するよう努めるといった国及び地方公共団体の責務等が規定されました。

また、令和元年7月1日の一部施行により、学校や病院、行政機関等の庁舎等の「第一種施設」が原則敷地内禁煙とされ、令和2年4月1日の全面施行時には、飲食店や事業所等、第一種施設以外の施設が「第二種施設」として原則屋内禁煙となります。

令和2年度は、改正健康増進法の全面施行や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、改正法に定められた事務を適切に執行するとともに、改正法の周知啓発や禁煙支援など、受動喫煙防止のための取組を推進します。

1 改正法の運用

(1) 運用のための体制整備【一部新規】

専用コールセンター設置により、市民や事業者等からの問合せ・通報に対応します。

また、改正法に基づく調査・指導等にあたり、建築や技術の専門家による技術アドバイザリー委託を行います。

(2) 事業所における改正法対応状況の確認及び指導【新規】

市内飲食店に対し、標識の掲示状況の確認及び巡回指導を行います。

2 受動喫煙防止に関する周知啓発

(1) 啓発キャンペーンの実施【拡充】

受動喫煙防止に関するPR動画を作成し、本市施設や公共交通機関等で配信するほか、啓発イベントを開催します。

(2) 公園へのステッカー掲示及び公設喫煙所への広報物の掲示【新規】

子どもが遊ぶ遊具の周辺等に禁煙を促すステッカー、公設喫煙所の壁面にポスター等の広報物を掲示します。

(3) 事業者向け啓発【一部新規】

新規開業の飲食店へDMを送付するほか、事業者を対象とした説明会を実施します。

【再掲】3 喫煙者への禁煙支援 ※市民の健康づくり推進事業に計上

(1) 子育て世代の禁煙支援モデル事業【新規】

保護者の禁煙の動機付けと家庭内の子どもの受動喫煙防止を目的に、地域子育て支援拠点等の関係機関と連携し、啓発を実施します。

(2) 禁煙啓発事業

世界禁煙デー(5/31)の周知や九都県市受動喫煙防止対策キャンペーンの実施のほか、禁煙に向けた啓発等を行います。

【実績の推移・今後見込み】

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
コールセンター問合せ件数	1,500件	2,000件	1,000件	1,000件	1,000件
巡回指導件数	-	2,000件	1,000件	1,000件	1,000件

【事業費の内訳】

単位：千円

	令和2年度	令和元年度	差	増減理由
<b>1 改正法の運用</b>	<b>27,288</b>	<b>28,884</b>	<b>△ 1,596</b>	
(1)体制整備	15,110	18,536	△ 3,426	
(2)改正法対応状況の確認及び指導	12,058	0	12,058	会計年度任用職員雇用による増
(3)その他(既存特定飲食施設届出事務)	120	10,348	△ 10,228	既存特定飲食施設届出事務縮小による減
<b>2 受動喫煙防止に関する周知啓発</b>	<b>15,372</b>	<b>1,922</b>	<b>13,450</b>	
(1)啓発キャンペーンの実施	12,034	808	11,226	広報事業拡充による増
(2)公園ステッカー設置等	1,925	0	1,925	新規事業による増
(3)事業所向け周知啓発	713	914	△ 201	
(4)その他	700	200	500	
<b>【再掲】3 喫煙者への禁煙支援</b>	<b>4,260</b>	<b>2,881</b>	<b>1,379</b>	
(1)子育て世代の禁煙支援モデル事業	2,000	0	2,000	拡充事業による増
(2)禁煙啓発事業	2,260	2,881	△ 621	
<b>4 その他</b>	<b>0</b>	<b>1,162</b>	<b>△ 1,162</b>	事業終了による減
合計	42,660	31,968	10,692	※再掲分は除く

【 事業スケジュール 】

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
1 改正法の運用	コールセンター設置			
	技術アドバイザー契約			
	標識確認・巡回指導			
2 受動喫煙防止に関する周知啓発	動画作成、配信			
	啓発イベントの開催			
	公園ステッカー等作成・設置			
	事業者向け説明会			

【 事業開始年度 】

令和元年度

【 根拠法令 】

健康増進法

【 根拠とするデータ等 】

横浜市健康に関する市民意識調査 (H28)

横浜市eアンケート (H29、R1)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	黒澤 龍一	和泉 大	金子 睦美

( 健康福祉 局 - )